

◎新潟県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|------------------------|------|--------------|-----------|
| 三条市吉野屋字松原甲 1019 番 2 から | 新 | 4.0～15.0メートル | 149.6メートル |
| 同市吉野屋字松原甲1057番まで | 旧 | 3.7～4.3メートル | 150.2メートル |